

機能性表示食品制度における
機能性関与成分の取扱い等に関する検討会
第4回議事録

消費者庁食品表示企画課

第4回 機能性表示食品制度における
機能性関与成分の取扱い等に関する検討会
議事次第

日 時：平成28年4月26日（火）14:00～16:02

場 所：中央合同庁舎第4号館共用220会議室

- 1 開会
- 2 栄養成分の取扱いについて
- 3 その他
- 4 閉会

○寺本座長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから第4回「機能性表示食品制度における機能性関与成分の取扱い等に関する検討会」を開催いたします。

委員の先生方におかれましては、お忙しいところ、お集まりいただきまして、どうもありがとうございます。

本日の委員の出欠状況ですけれども、赤松委員が御欠席と伺っております。

また、河野委員が若干遅れるというふうに伺っております。

進めさせていただきます。

続きまして、配付資料の確認を消費者庁食品表示企画課赤崎課長、どうぞよろしく願いいたします。

○赤崎食品表示企画課長 それでは、資料の確認をさせていただきます。

まず、お手元に、議事次第、資料「栄養成分の取扱いについて（安全性の観点）」、参考資料「今後のスケジュール（案）」、同じく参考資料として「いわゆる『健康食品』に関する報告書」を置いてございます。

加えまして、委員のほうから御提出いただいた資料ということで、宗像委員からの御提出資料。

加えて、関口委員からの御提出資料。これは①、②、2つございます。

以上でございます。万が一不足等ございましたら、事務局のほうにお知らせいただきますようお願いいたします。

○寺本座長 それでは、ここでカメラの方に関しましては御退席をお願いいたします。また、報道関係の方も傍聴席のほうにお戻りいただきますよう、よろしくをお願いいたします。

それでは、議事に入らせていただきます。

本日は、栄養成分の取扱いについて議論したいと考えております。

事務局から資料の説明をお願いいたします。

○清野食品表示企画課長補佐 それでは、資料の説明をさせていただきます。

「栄養成分の取扱いについて」ということで資料のほうをまとめております。

ページをめくっていただきまして、「具体的論点①（栄養成分）（案）」ということで、こちらの資料につきましては第2回検討会でお示しさせていただいたものになります。栄養成分を機能性表示食品制度の対象とする意義、そして安全性の確保、機能性の表示、食品表示制度としての国の関与、こういった観点から御議論いただきたいということで、論点の案を示させていただいたところです。

おめくりいただきまして、具体的な論点ということでお示しをさせていただいたものになります。

次のページをおめくりいただきまして、こちらのほうも第2回と同様の資料になっております。

第2回の論点等を踏まえまして、第3回に事業者団体の方からの御提案ということで、お話をいただいたものをまとめております。5ページになります。

こちらにつきましては、第3回でお話しいただきましたものの中から、栄養成分の取り扱いに関する部分につきまして、論点に対しての整理ということでまとめさせていただいております。栄養成分を対象とする意義といたしまして、日本チェーンドラッグストア協会、OTC医薬品協会、日本通信販売協会、健康食品産業協議会ということで、内容のほうを並べさせていただいております。

「国民の知る権利」「選ぶ権利」を確保すること。

生鮮食品から導入することは、食事を基本とする栄養政策に合致するということ。

たんぱく質、脂質、炭水化物の構成成分について、食事摂取基準と異なる機能で摂取する成分である。ビタミン、ミネラルを使用している人の割合が大きい。また、機能性表示食品とすることができれば、消費者の選択に役立つだけでなく、品質面などの標準化がしやすくなる。

販売されている商品についての内容や数など正確に把握できるようになる。

健康食品産業協議会のほうからは、研究の進展が目覚しく、それらの成果を消費者に広く知らせ、健康に役立たせることは有益。欧米では、これらの機能性表示情報が日本に比べ数倍提供されていて、消費者の健康増進に寄与している。世界中の研究成果を研究レビューの形で活用できるため、機能性の効率的な情報提供が可能。栄養機能食品は栄養素の不足を補うことが目的であり、食の三次機能を実現するための制度設計とは異なっている。栄養成分を複数組み合わせたほうがよりよい効果や機能を発揮するものも多い。企業責任のもとで機能性表示食品制度の成分として、ビタミン、ミネラルも使用できるようにしたほうが、新規の機能に関して国民の健康維持増進に寄与する商品をタイムリーに消費者に提供できるようになる。

こういった御提案がされております。

次のページに移りまして、安全性の確保の観点として、成分の範囲、上限量等、注意喚起ということでお話をいただいた内容になります。

米国と同様の成分。

生鮮食品から導入。過剰摂取のリスクが低い。特に脂溶性ビタミン等は蓄積されるおそれがあり、危惧。サプリ形状の場合にはある程度品質の管理をしていく必要がある。

また、たんぱく質、脂質、炭水化物の構成成分ですとか、ビタミン、ミネラルのうち幾つかの成分についての御提案がありました。使用時の条件として、安全性について確認ができていない成分。定性・定量ができる成分。

健康食品産業協議会のほうからは、機能性を有する糖質、たんぱく質、脂質も対象成分とされるべき。栄養機能食品で定められているビタミン、ミネラル。

このような具体的な御提案をいただいているところであります。

上限量等につきましては、脂溶性ビタミンについては蓄積されるおそれもあり、危惧。あるいは目安量はあっても、これ以上とってはいけないという制限がないといった懸念が示されております。

また、糖類や脂質の過剰摂取については、食事と合わせて影響がないか確認することが既に届出で求められている。ビタミン、ミネラルで属性を分けて検討する。

食事摂取基準の耐容上限量、栄養機能食品の上限量等の各種安全量の基準を踏まえて配合範囲の設定。ただし、科学的根拠のレベルの高い事例では、例外も考慮すべき。上記の考え方で設定された上限量に対する摂取目安量の比率を表示するように努める。

注意喚起表示につきましては、安全性確保の観点から、誤認、過剰摂取をどう防ぐか。消費者への指導強化。

あるいは表示や広告において適切な注意喚起を行うこととする。容器包装に添付文書をつけ、安全な摂取方法等の詳細説明を行えるようにするといった提案がされております。

機能性の表示につきましては、ビタミン、ミネラルなどは、他の素材と組み合わせることができ、特に使用できる分野が限定されていない。

生鮮食品からの導入であれば、栄養機能食品、医薬品・医薬部外品との重複がなく、消費者の混乱を防げる。

現行のガイドラインに従う。OTC医薬品、医薬部外品、特定保健用食品、栄養機能食品と有効性の表示内容については、これらの商品群の有効性表示と混乱を生じないように整理する。

食品表示制度として国の関与等ということでは、国の関与を少なく、民間企業と消費者の権利と責任を大きく。あるいは海外の食品GMP、医薬部外品GMPを参考に機能性表示食品制度に適した食品GMPの制度化及び監視指導。

各制度の役割や使い方の相違点をオピニオンリーダー及び消費者に向けてセミナー等によって啓発する。栄養成分のホームページを作成し、各制度の特徴と使い方の情報を盛り込む。容器包装と広告では上記ホームページを参照するよう促す。

このような御提案をいただきました。

次をおめぐりいただきまして、前回の御提案の内容等を踏まえまして具体的な議論に入るわけですが、基本的な考え方としてまとめさせていただいております。

本制度は、事業者の責任において届け出る制度でございます。

一方で、機能性関与成分が増強される場合が多いことから、当該食品の安全性の確保を第一に考慮する必要があること。

また、消費者の誤認を招かない、自主的かつ合理的な選択に資する制度でなければならないこと。

こういったことを踏まえた検討を行う必要があるということです。

また、その検討に当たりましては、食事摂取基準ですとか、あるいは食品安全委員会さんのほうからいわゆる健康食品に関する報告書など、いろいろ出されております。そういった関連の制度や関係行政機関により、これまで示されている知見との整合性を考慮する必要があるということでもまとめさせていただいております。

次、おめぐりいただければと思います。

本日、具体的に御議論いただきたい事項といたしまして、安全性の確保の観点からの部分で、対象とする制度をどのようにするかというところが含まれておりますので、まずその部分について御議論いただければと考えております。

まず、たんぱく質、脂質、糖質、糖類でございます。

事業者団体からの提案といたしまして、日本通信販売協会のほうからは、具体的にたんぱく質、脂質、糖質、糖類としての具体例というものを挙げていただいております。

健康食品産業協議会のほうからは、たんぱく質、脂質、糖質ということで御提案をいただいております。

これらに関する現状といたしまして、食事摂取基準におきましては、たんぱく質、脂質、炭水化物につきましては、エネルギー産生栄養素バランスとして、総エネルギーに占める割合が目標量として策定をされているところです。

また、「機能性表示食品の届出等に関するガイドライン」におきまして、たんぱく質については、その構成成分等として各種アミノ酸、各種ペプチド、脂質につきましてはn-3系脂肪酸、n-6系脂肪酸の構成成分を、対象成分となり得るものとして整理しております。

また、御提案のありました脂質、糖類につきましては、国民の栄養摂取の状況から見て、その過剰な摂取が国民の健康の保持増進を妨げているものとして健康増進法施行規則で定められた栄養素でございます。

このような現状を踏まえまして、検討事項といたしましては、提案のあったたんぱく質、脂質、糖質、糖類、及びその構成成分について対象成分とすべきか。

仮に対象成分とする場合に留意すべき事項はあるかということで挙げさせていただいております。

次、おめくりいただければと思います。次はビタミン、ミネラルについてでございます。

事業者団体からの提案といたしまして、日本通信販売協会さんのほうからは、ビタミンとして脂溶性ビタミン、水溶性ビタミン。こちらのほうに記載をさせていただいているところでございます。

また、ミネラルにつきましては、多量、微量ということで、御提案をいただいております。

健康食品産業協議会からは、栄養機能食品で定められているビタミン、ミネラルということで御提案をいただいております。

現状といたしまして、「届出等に関するガイドライン」において、ビタミンAの構成成分であるプロビタミンA、カロテノイドについては対象成分となり得るものとして整理をされているところでございます。

また、上記の御提案のうち、マンガン、ヨウ素、セレン、クロム、モリブデンにつきましては、栄養機能食品で対象の成分となっておりません。

本日配付させていただいておりますけれども、「いわゆる『健康食品』に関する報告書」、食品安全委員会まとめでございますが、こちらにおいて一部の栄養成分の過剰摂取に関する

る注意喚起がなされているところでございます。

また、食事摂取基準におきましては、耐容上限量が設定されている栄養素がございます。

これらを踏まえまして、検討事項といたしまして、提案のあったビタミン、ミネラルについて対象成分とすべきか。

また、日本OTC医薬品協会からは、生鮮食品に限って導入する提案がございました。生鮮食品に限って対象とすべきかというところで検討事項を挙げさせていただいております。

次、おめくりいただければと思います。こちらは栄養機能食品、平成27年4月に3成分を追加しております。その際の成分の追加の考え方ということでまとめられているものになっております。

対象成分のところを若干御説明させていただきますけれども、国民の栄養摂取の状況から見て欠乏が国民の健康の保持増進に影響を与えているものとして厚生労働省令で定めている栄養素であり、かつ食事摂取基準で基準が策定されている成分。

公的統計において国民の平均的な摂取量が把握されている成分。

万が一過剰摂取した場合でも健康被害のリスクが高くない成分。

通常の食生活を補完する目的で摂取することにより、前述の対象者において健康の維持・増進(不足リスク回避の機能及び積極的摂取による機能)が期待できる成分ということで、対象成分のほうを考えております。

上下限値の設定根拠につきましては、下に示すとおりでございます。

次のページは、食事摂取基準の耐容上限量が定められている栄養素がございますので、食事摂取基準の各指標の概念図というものを参考に付けさせていただいております。

次のページは具体的に耐容上限量の考え方ということで、定義のところを抜粋してきております。

めくっていただきまして、14ページは以前も配付させていただきましたけれども、栄養機能食品及び特定保健用食品における栄養成分の機能表示ということで、一覧をつけさせていただきます。

最後のページは、栄養機能食品の下限值・上限値、食事摂取基準の耐容上限量ということで、一番左に別表第9第1欄に掲げる栄養成分、右側に栄養機能食品の下限值・上限値、食事摂取基準の耐容上限量、栄養素等表示基準値、そして栄養素等の摂取量(平成26年の調査結果)、こちらを参考に示させていただきます。

資料については以上になります。

○寺本座長 どうもありがとうございます。

続きまして、宗像委員から資料の提出がございます。前回の検討会において質問があったことについての御回答ということでございます。

宗像委員から手短かに2～3分で御説明をお願いできればと思います。

○宗像委員 ありがとうございます。

前回天ヶ瀬先生が答えた資料の中で、吉田先生のほうから提出された質問でございます。

この資料の中で、ピコリン酸クロムの効果が研究レビューに基づいているのかどうかという質問でございました。

早速この資料を出したところに問い合わせをした結果が来ておりまして、皆さんのお手元の後ろのページに英文と和訳したものを付けてございます。後ほど御覧になっておいてください。

この結果に基づいて、これはシステマティックレビューに基づいており、科学的に妥当なものとして著者は申しておいたということでもあります。

その内容も、効果の定義や判定の基準なども考えられますけれども、明らかに効果があり、疾病のリスクの軽減あるいは医療費の削減に寄与する。こういう見解を出されております。ぜひ御覧になっておいてください。

なお、本件に関してさらに質問等があれば、私は答える力を持っておりませんので、消費者庁さんを通じて寄せていただければ、また調べて回答します。

以上でございます。

○寺本座長 どうもありがとうございます。

それでは、本日は、特に対象成分の範囲をどうするかについて、栄養成分を対象とする意義も含めて議論していきたいと思っております。

関連する資料が関口委員から提出されておりますので、御説明をお願いしたいと思っております。これは15分以内ぐらいで、時間厳守をお願いしたいと思っております。

よろしく願いいたします。

○関口委員 了解いたしました。

私ども産業協議会の主張としては、食事摂取基準に基準が設定されている栄養素を含めて、基本的にこのガイドラインにも書いてあるとおり、当該栄養素と作用の違う成分については対象となり得るのではないかとございまして、特に今回は糖類、糖質についての取扱いについて、まず御説明させていただきます。

栄養成分は機能性関与成分として認められておりませんが、先ほど申しましたとおり、たんぱく質であればペプチド・アミノ酸、脂質であれば一部の脂肪酸、炭水化物であれば食物繊維などは例外扱いとなっております。

エネルギー以外の機能を持っている機能性糖類・糖質は、これらと同じように例外扱いとし、機能性関与成分になり得るのではないかと御提案です。

機能性糖類・糖質を関与成分にした場合でも、栄養摂取状態を変えにくいということと、糖類の過剰摂取につながるような最終製品は、そもそもこの制度自体で認めておりませんので、届出自体が不可ということです。

全ての糖類・糖質が当然のことながら機能性関与成分になるわけではなく、制度的に機能性関与成分になり得るという事が提案のポイントです。次のページ記載の食品表示基準別表第9の第1欄には炭水化物と糖質と糖類というふうに分けて記載されています。次のページで炭水化物、糖質、糖類、食物繊維の分類を集合的に図表化いたしました。

物が食物繊維と糖質に分かれ、糖質の中に単糖類、二糖類などの糖類がある。糖質は炭水化物から食物繊維を除いたものということです。

次のページ、ガイドラインの例外規定に該当し得るのではないかとありますが、ガイドライン中にも「当該栄養素との作用の違いに鑑みて、対象成分となり得る」という記載がありますので糖類につきましても、たんぱく質におけるペプチド、アミノ酸、脂質における各種脂肪酸と同じようになり得ると考えております。

それから、日本人の食事摂取基準では、「栄養学的な側面から炭水化物の最も重要な役割は、エネルギー源としての機能である」としていますが、それに対して、私どもが今、提案しております機能性糖類・糖質はエネルギー源という役割だけでなく、例えばプレバイオティクス、体脂肪低減、血糖値上昇抑制、非う蝕性、抗酸化性というような生理機能を持ち通常の炭水化物等と作用が異なるということでございます。

次のページに機能性糖類・糖質が関与成分になった場合のポイントを記載しました。

①で安全性に係ることを記載していますが、1日当たりの炭水化物の摂取量は280g弱ぐらいという国民健康・栄養調査結果とおおよそ10g以下である機能性糖類・糖質の三次機能を発揮する量を勘案すると国民の栄養摂取状態を大きく変える可能性は低いという事でございます。

②の糖類の過剰摂取につながる最終製品は不可。これはガイドラインに書いてあるとおりでございます。

③には全ての機能性糖類・糖質が関与成分になれるわけではなく、安全性・機能性・品質管理がガイドラインを満たし得るものだけが機能性関与成分となり得るということを記載しました。

次のページには炭水化物摂取に関する年次推移のグラフを記載しました。炭水化物の目標量は1歳以上男女ともに50～65%エネルギーであって、仮に1日摂取エネルギーを1,900kcalとすると、238～309gになるということです。

一番下に青字で記載しましたが、例えば難消化性の糖類とか糖質、糖アルコールの有効量は通常10g以下でございますので、基本的には炭水化物摂取量を大きく動かさないということでございます。

次のページは「糖類の過剰摂取につながる最終製品は不可」ということございまして、これはガイドラインに書いてあるとおりで、もし万が一例えばある機能性糖類を大量に添加しなければ機能を発揮しないような商品があった場合は、糖類の過剰摂取につながることで、届出は不可ということになります。

次のページには機能性糖類・糖質の関与成分化が認められても全ての機能性糖類・糖質が関与成分になるわけではないという事を記載しました。当然のことながら安全性・機能性・品質管理等がガイドラインを満たさないものは製品化できません。私どもとしては機能性糖類・糖質について完全にシャットアウトしないで条件を満たしたものは機能性関与成分として認めていただきたいということです。

次のページにはガイドラインの改訂案を示しました。現在のガイドラインには栄養素として食物繊維、対象成分となりうる構成成分として難消化性デキストリン、グアーガムが例として挙げられております。私どもの改定案としては、栄養素として炭水化物、対象成分となり得る構成成分として各種機能性糖類・糖質、又は各種食物繊維等としていただきたいということです。

次のページのガイドライン改訂案については、時間の関係で説明は省略いたしますけれども、具体的な例示を示しました。

最後に、機能性糖類・糖質の機能性関与成分化は私ども事業者だけでなく、ここに記載の4つの学会などからも要望書・意見書が提出されております事を付け加えさせていただきます。

私の糖類に関する御説明は以上でございます。

残り5分ぐらいでビタミン、ミネラルを機能性関与成分として扱う際の安全性担保の考え方を示いたします。

私ども、今回の制度に組み込みを希望するビタミンは、この資料に記載のとおりで、①の表示したビタミンは耐容上限量が設定されているビタミンです。このビタミンの場合は、商品設計をする場合に、耐容上限量と、毎年施行されている国民健康・栄養調査の国民摂取状況を十分考慮に入れ、過剰摂取が生じないように1日当たりの摂取目安量を設定するという提案です。

②の耐容上限量が設定されていないビタミンについては、現行のガイドラインに沿って安全性評価を行う。グローバルに見ても、例えばアメリカのCRN、EFSAはそれぞれ耐容上限量のないものについては独自の安全性評価をしておりますので、この評価も参考にすることです。

ミネラルについては、ここに記載の5種類が本制度への組み込みを希望するミネラルで、耐容上限量が設定され国民健康・栄養調査の摂取状況が報告されておりますので、①のビタミンと同じように配合量を設定するという提案です。

それ以外のミネラルについては、安全性担保の方策が構築できませんので、私どもとしては、機能性表示食品の対象成分に組み込むことは要望いたしません。

表示による過剰摂取の注意喚起ということで、製品中の栄養成分1日当たりの摂取目安量が、例えば耐容上限量の何割に相当するかを表示するとともに、過剰摂取に対する注意喚起表示をあわせて行う。

また表示以外の情報提供による過剰摂取の注意喚起ですが、容器包装だけではスペースの問題で記載できない場合には一つの考え方ですが、例えば添付文書により安全な摂取方法等の詳細説明を行えるようにするか、個々の栄養成分の安全性に関する情報や、安全な摂取方法に関する情報を例えば業界のホームページ等で提供していくことが必要ではないかと考えております。

以上でございます。

○寺本座長 どうもありがとうございました。

それでは、具体的な議論に入りたいと思います。

今日、議論の一つとしては、たんぱく質、脂質、糖質、糖類について御議論いただきたいと思っておりますので、委員の先生方、御意見等々ございますでしょうか。田口委員、どうぞ。

○田口委員 初めに、各論に入る前に全般的な意見を少し述べさせていただきます。本日のテーマは、機能性表示制度における栄養成分の取扱いということですが、この問題に関する議論の出発点は、一昨年7月の検討会報告書の指摘だと思います。そこでは食事摂取基準との整合性をきちんととるべきだということを言っております。この食事摂取基準で基準が設定されている栄養成分については、まず栄養機能食品の制度で機能表示ができる仕組みが現状あるわけですから、これとは別個の制度で栄養成分を対象とするというのは、制度間の整合性という点で適切とはいえないのではないかと思います。

もちろん、今、検討課題になっているのは栄養成分の三次機能であって、一次機能とは別ですよということかと思いますが、多くの消費者にとっては、一次機能と三次機能を区別して捉えるということは大変困難ではないかと思います。結果として過剰摂取の危険などにもつながりかねないと思われま。

もしどうしても三次機能を表示する必要があるということであれば、一昨年の検討会報告書で指摘されている整合性という観点からすれば、まず栄養機能食品制度を見直すのが本筋ではないかと思います。

栄養成分の表示に関して制度が分立することになると、どうしても機能性の表示がひとり歩きして、消費者にとって誤解とか混乱、あるいは弊害につながりかねないと思われま。例えば恐縮ですが、母屋があるところに離れができて、さらにその離れに母屋と似た部屋を増築するということになれば、一般消費者には何が何だかわからなくなってしまう。そういうふうにも思われま。

もっとも、当面の対応もしなければいけないということであれば、食事摂取基準なり栄養機能食品制度との整合性という観点から、問題が特にない、あるいは問題が少ないという分野があるのであれば、そういう分野に限って機能性の表示ができるようにするということは考え得ることだと思います。

前回のこの検討会でOTC協会さんのほうから御提案のありました生鮮食品のほうからまず導入というのは、一案かと思われま。

いずれにしても、現行の栄養機能食品制度との整合性を基本に据えて検討すべきではないかと思います。

以上でございます。

○寺本座長 どうもありがとうございます。

いかがでございますでしょうか。一番懸念される問題だと思いますけれども、いかがですか。宗像委員、どうぞ。

○宗像委員 今のお話、よくわかりました。

そこで、一つお聞きしたいのは、今の先生のお話は、栄養機能食品の機能性を広げるといって理解してよろしいのですか。つまり、見直すということは。

○田口委員 同じ栄養機能といっても作用が違うという御説明は今日いただきましたので、そこは理解しております。ただし、そうした全体像が一般消費者にはなかなか理解されにくいわけですから、そういうものを総合的に表示する必要があるということであれば、基本的に現在ある栄養機能食品制度の仕組みを見直して三次機能も表示できるようにする。そういう形で制度を見直すということは十分あり得るのではないかと思います。

○寺本座長 宗像委員、どうぞ。

○宗像委員 栄養機能食品の見直しをここで決定するという事はなかなか難しいかとは思いますが、御意見としてはわかりました。

私の意見としては、今の話の中で、例えば先にたんぱく質や糖質の話になるということでもありますけれども、全体の話ということでございましたので、先ほど消費者庁さんから示された資料の一番後ろに栄養機能食品の上限、下限という摂取基準が書いてございます。

それとその前のページを見ると機能が非常に限定されている。皆さんが欲しがっている機能性の部分というのは、それ以外のエビデンスのある情報が欲しいということでもあります。

そして、前々回河野先生のほうからお示しになりましたアンケート調査を見ても、栄養機能食品についての国民の認識というのが、もう長年たつわけでもありますけれども、3割程度であった。それに対して、約10カ月ぐらいで機能性表示食品は20%を超える認識に高まっているというデータも示されました。

そういうところから見て、その部分をブラッシュアップする、あるいは制度的に膨らませたり、縮めたり、見直していくという御意見はわかるのですが、一番後ろの表を見ると、どうしても理解しがたいのは、上限と下限、そして1日当たりの摂取量、これが満たない場合には栄養機能食品で補助的に摂る。こちらの商品はこの目的の違いであります。

これに対して、耐容上限量というのは、この数字を見ると、驚くことに3倍とか4倍とか。近い商品もあるようであります。

そういったところから、過剰摂取を防ぐために、通常だとそんなに起こらないということになりますし、まさに表示でそこをしっかりと消費者に知らせる。機能性だけではなくて、安全性の基準を知らせる。しかし、昨日飲んでいないから、今日は倍飲もうかなと。そういうのは余り好ましくないですが、それでも事故は起こらないという感じを私はこの数字から受けていますけれども、専門家の先生方、いかがでしょうか。

○寺本座長 いかがでございましょうか。

一つ、栄養機能食品制度に関して改訂するなど、これはここで議論することではないので、もしここでやるとすれば、そういう御提案をするという形になるのではないかと思います。そういう考え方もあるのではないかなという気がいたしますけれども、よろし

いですか。田口先生、どうぞ。

○田口委員 おっしゃるとおりで、栄養機能食品の仕組みを見直すということであれば、この検討会の場が必ずしも適切ではないということかもしれませんが、そういうアプローチをとるとしたら、どういう場で検討するのが適切か。それは次の問題だと思います。

○寺本座長 梅垣先生、どうぞ。

○梅垣座長代理 田口委員と同じです。保健機能食品制度の中に、特定保健用食品の制度と栄養機能食品の制度と機能性表示食品の制度があるわけですが、それぞれ別の役割があるのですが、今、機能性表示食品に栄養機能食品と似たようなものを入れてしまうと、ほとんどわからなくなると思います。結局、消費者の誤認を招くような制度をつくることになりますから、それはどうかと思います。

ビタミン、ミネラルの場合は、保健薬もある。保健薬があって、栄養機能食品の制度が出てきたときに、専門職でも、保健薬と栄養機能食品とどこが違うのですかと聞かれて、説明できない場合があったのです。ビタミン、ミネラルが機能性表示食品に追加されると、さらにわかりにくくなる可能性があります。ですから、制度全体を見て、ビタミン、ミネラルは機能性表示には今のところはなじまないというふうに整理したほうがいいと思います。

○寺本座長 合田委員が先にお手を挙げました。どうぞ。

○合田委員 私も基本的には田口先生の提案に賛成です。

特にビタミン、ミネラルは、そういうことに落ちつくほうがリスクが少ないかなと思います。

一番考えるべきことは過剰摂取のリスクです。過剰摂取のリスクというのは、ある一定のコントロールの下にないといけないので、そういう点を考えたときには、現状の制度のほうが上限値を持たせていますから、非常にリーズナブルかなと考えています。

一方で、今回関口委員からも出ましたけれども、一部の糖質等は、いわゆる栄養成分ではない場合もあり得ますね。ですから、そういうものについてはどうするかという考え方もあるかもしれません。

私自身が気になっているのは、こういうことを議論するときにそろそろやらなければいけないなと思っているのは、現状の制度がありますね。もう既に1年間事が走っていて、現状の制度そのものについても、最初の消費者基本計画のところに「施行状況の把握を行って、必要に応じて制度の見直しを行う」というのが一つ出ていますから、結局、現状の制度の中で過剰摂取に関することもちょっと問題点が出ているのではないかなと思うのです。例えばADIが一応定められているものに対して、ADIよりも多くの量を摂取させることで、機能性表示を行っているものもあります。本当にそれが安全かどうかということの議論は全然どこでもされていないです。

ですから、そういう問題があるので、一つは、現状の制度の見直しというのも、1年経っているのです、消費者庁のほうでやっていただくのと組み合わせて、食事摂取基準のこと

も考え合わせながら、ビタミン、ミネラルは考えるべきではないでしょうか。

もう一つ、糖質の問題については、あるものはここで議論ができる対象になり得そうかなど。栄養にならないのであれば、明らかに三次機能しかないですね。栄養になる可能性が非常に少ないものであれば組み込むことができるかなど。そういう具合に考えます。

○寺本座長 今の問題もそうなのですけれども、特定機能食品の中でも割にそういうものを取り扱っているものがありますね。難消化性デキストリンとか。それもまたファジーになってくるところがあるので、そこも考えなくてはいけないのかなど。

○合田委員 当然そうですね。

○寺本座長 宗像委員、どうぞ。

○宗像委員 過剰摂取基準、あるいは過剰摂取についてでございますけれども、先ほどの表を見ても、先ほど大きな開きがあるということも言ったのですが、成分によってその基準が大分違うと思うのです。ですから、成分によっても、先ほど関口委員のほうからもお話しされましたが、やはり専門的な部分で切り分けが必要なのかなと思います。

もう一つは、第三次機能を活用していこうという機能性表示食品の大きな目的があるわけでありますので、その適用をビタミン、ミネラルにしないでもいいのか。何度も言うようにすけれども、消費者そのものがそういった部分を今、求めている部分があります。確かに提供する側、もしくは制度的な分類からすると混乱するという形で言われますが、それは我々あるいは提供者側、あるいはそれを管理する側としては、そういう懸念もされるのはわかるのですが、しかし、今、消費者そのものがそういった分類とは異なった、こういう第三次機能の機能性というものを求めている。正しい情報をエビデンスに基づいて提供しようというのがこの制度でありますので、それをどうやって消費者に届けたらいいのか。消費者サイドからこういったことも考えてみる必要があるのではないかなと思います。

以上です。

○寺本座長 関口委員、どうぞ。

○関口委員 私は、この制度は基本的に特定保健用食品のように新しい商品を生み出すというよりも、現行売られている「いわゆる健康食品」や今回はサプリメント形状に限定されていないので機能性を付与した一般の加工食品について、安全性と機能性のデータを検証して、事業者の責任で届出し、その情報が消費者に開示される。この情報の提供により消費者が商品を合理的に選択ができるという制度だと思っています。

ですから、まずは現在販売されている安全性・機能性情報が提供されていない商品に対し、安全性・機能性のエビデンスが機能性表示食品の水準にあるものについては機能性表示食品としてこの情報を提示していこうという考えです。この事により、今まで安全性、機能性について何も知り得なかった商品を、安全性、機能性のデータと共に機能性表示食品の届出をする事により消費者は安全性、機能性の情報を読み解き、ムードだけではない選択が可能になるとと思っています。

私は安全性と機能性の根拠が機能性表示食品の水準にあるものは、この制度の中に入れ

たほうが、消費者の商品選択にとって良いのではないかと考えています。

ビタミンについて、栄養機能食品とどう整合をとるかということですが、これは今、考えた一つの例ですが、アメリカではDSHEAの下で機能表示されている成分が、エビデンスの水準が上がってくるとFDAが認めるQHC（クオリファイドヘルスクレーム）になるということもあります。例えば機能性表示食品と栄養機能食品の違いを考えるのであれば、あるビタミンの三次機能を国が保証しても良いという状況になれば、栄養機能食品を機能表示に上げるという事が考えられると思っております。

○寺本座長 佐々木委員、どうぞ。

○佐々木委員 お二方が今おっしゃったことは極めて重要で、僕は大切なよい御意見だと思いました。

食品の中に一次機能だけではなく、三次機能ももしも本当に存在するのであれば、それを国民に正しく知らせるのはとても大切なことであり、実際に存在するのに、それを知らせないでほうっておくというのは、知る権利のチャンス、機会を与えないということで、もしも事実として存在するのであれば、それは広くあまねく知らせていくべきであると思っております。その意味でお二方の御意見に賛同いたします。

その一方で、先ほど来ここで話をしている、討論している機能性の表示。この機能性というものは三次機能というのが中心になっていると。ここで田口委員の御意見が極めて重要になってまいります。それは一次機能というものが、二次機能があり、三次機能がある。すなわち一次機能があつて、その上に二次、その上に三次という順番で積み上がっていくものであつて、そのように情報が提供され、国民が理解すべきであるということをおっしゃったのは田口委員だと私は理解いたしました。

そこで、果たして僕たちの今の世の中に食事摂取基準と機能性の表示とどちらが時間的に情報量としてたくさん提供されているのでしょうか。これは必ず一次機能から始まる食事摂取基準であらねばならない、それが理想であるというのが田口委員のおっしゃったことだと思います。これに対して私は強く賛同したいと考えております。

そこが保証されるということが前提で次のお話に進むであろうと。それをなくしてしまえば、底辺がなくなってしまうだろうという危惧を生じます。その上で、この機能性の表示を各栄養素、物質に対して、どのように私たちは認めるか、認めないか、考えるかということの議論を進めていくのが妥当であろうと考えております。

○寺本座長 どうもありがとうございます。

かなり基本的な議論で、今日は少しずつ具体的な話にしようかと思っていたのですが、かなり基本的なところの話になっているのですが、非常に重要な議論をしているのではないかなと思いますので、一、二伺います。上原委員、どうぞ。

○上原委員 私は、安全性の面から意見を述べさせていただきたいと思っております。特定保健用食品で表示許可済みの成分につきましては、そのまま機能性表示食品として届出が認められるということは良いのかもしれませんが、一方、キシリトールや難消化性デキストリン

などは、摂り過ぎると「下痢」などの副作用が出てまいります。特定保健用食品で認められ使用実績も十分にある成分でも副作用があるという事を考えますと、もっと安全性や品質の観点から見た、リスク&ベネフィットを考慮し、ただ単に摂取量だけでなく、それぞれの商品内容に応じた分析や解析を実施して商品特性を把握することが重要だと考えます。

その他、商品のリスク&ベネフィットに関しては、消費者庁の担当者や、あるいは学識者等が集まって、品質や安全性及び機能性に関する検討する場を作られたら、いかがかと思えます。

以上です。

○寺本座長 迫委員、どうぞ。

○迫委員 ありがとうございます。

栄養機能食品との問題という中で、先ほど佐々木先生から、通常の食事がまず第一にあるとの御意見がありました。これは当然のことであって、食事が食事でなかったら、あるいは三次機能だけの食事ということはあり得ない話でございます。まずは食事が基本であるということ。それがきちっと摂れるという前提のもとに情報提供はあるべきだろうと思えます。

そういう中で三次機能に着目した製品がもう既に出てきている。これは第1回目のときも申し上げましたが、今はまだ機能性表示食品そのものの信頼性が確立されていない段階です。先ほど現状の見直しも必要だと話がありましたけれども、さまざまな過剰摂取のリスクがあり得るのではないかという懸念が生じてきている。その辺の見直しがされた上での話ではないか。追加ということは、その次の段階ではないかと思うところでございます。

もう一点は、栄養機能食品という制度が既にある中で、同じような栄養成分について機能性表示食品という別の制度で出てくるということは、非常に混乱を招きますし、逆にそういうものをもし消費者が求めていくとすれば、確実に過剰摂取につながるというふうなことからすると、これは認めるべきではないと思えます。

ビタミン、ミネラルの情報提供をするということは重要かもしれませんが、それは通常の栄養教育の中ですべきことであって、こういう製品を大量に出していく、特に機能性表示食品は栄養機能食品と違って上限値・下限値がない。それからその中の摂取割合が明確に示されない。関口委員から耐容上限量の何割に相当するかを表示するという御意見が出ましたが、これはまさに栄養機能食品です。同じような制度をまた作る。機能性表示食品の中にもう一つ作るということは必要ない話ですし、そこがまた耐容上限量、これを超したら危ないよという数字ですから、そういうものに対して何割とっているかという話はもう論外の話だと思っております。

以上です。

○寺本座長 では、河野委員、どうぞ。

○河野委員 今のお話の流れで、どこに私は意見を言うべきかと先ほどから考えておりました。今回のこの検討会のミッションというものをわかって参加しております。追加の成

分をどうするかということを検討する。ただし、やはり前提として制度の検証を抜きにした議論は混乱に陥らざるを得ないといひましようか、私自身も今、どういう方向でこのことに向き合っていたらいいのかなと悩んでおるところでございます。

基本的には私は最初に田口委員がおっしゃったことに大いに賛同いたします。私は消費者ですから、消費者はこの制度、この検討課題を考えたときに、消費者のメリットはどこにあるのかなと考えてみました。つまり、今回栄養成分、ビタミン、ミネラルが機能性表示食品、事業者の方の責任において届出されるもので、その安全性と有効性は消費者に情報提供するから、あなたたちが判断してねと言われて提供されるものに対して、私たちのメリットはどこにあるのだろう。

そもそも論として、機能性表示食品は主役ではありません。脇役です。補填です。そのことに対して、私たちはどこまで自己判断ができるのだろう、自己責任で選択をしていけばいいのだろう。もしかしたら、これは完全に経済的損失を被るための罠ではないのかなと考えざるを得ないようなところもございます。

消費者は三次機能と言われても、ほとんど理解できていません。特にビタミン、ミネラルに関しましては、ここのところはどんなに情報を出していただいても、その三次機能を理解して、それを積極的に日常生活に取り入れていくよりは、毎日新鮮なお肉や魚や果物や野菜をしっかり摂る。そのことで恐らく三次機能の大半は満たされるのではないかというのが私自身の受けとめです。

食生活の現場、つまり、皆さんは何を追加するのか、何を広げるのかというところでお話をされていると思いますが、消費者の食卓、現実をもっと見ていただきたい。私たちがどんな食生活をしているのか。そこで望ましいと言われているのはどんな方向性なのか。

第3次の食育基本計画が閣議決定されました。そこでは食生活指針というのを出されています。本来私たちが学ぶべきものはそちらであって、自らの食行動をしっかり見直し、さらにどうしても私たちの生活の中で変えなければいけないというか、足さなければいけない、引かなければいけないものがあるとするならば、その時に保健機能食品の制度に行き着いていくのではないかなと思っております。

消費者が望むというお話がありました。でも、CMや広告、特にBSやCSのテレビ番組、それから電車に乗ったとき、それから全国紙の日曜版とかを開いたときに、これだけ広告費をかけて消費者のほうに情報提供がされると、私たちは必要ではないものももしかしたら必要なかもしれないというふうに誤認している状況にもあるかと思ひます。

今回の検討会の議題にはしっかりと真摯に意見を申し上げたいと思っておりますが、今の流れの中で消費者のメリットは一体どこにあるのかということも皆さんにぜひ考えていただきたいと思ひます。

○寺本座長 一番重要なポイントで、結局、これは消費者のための制度なので、消費者がどう理解されて、どう使えるかということが一番大きな問題ですので、それは非常に重要な問題だろう。

合田先生、どうぞ。

○合田委員 分析の立場から1つだけ意見を言わせていただきますと、リスクを考えると、表示をされるときに量が一定量常に入っているということがリスクヘッジに一番重要なことですね。ところが、私が健康食品をたくさん分析しましても、健康食品は量のばらつきが多くて、出された標準量に対して、かなりばらつくのです。特にリスクが高いのは金属とミネラルです。ミネラルはどうやって混ぜるかというのは、僕は実際の製造の現場にいるわけではないのでわからないのですが、溶液状になっていれば基本的には均一になります。微量を粉で混ぜるといっては、量のばらつきが大きくなります。そうすると、ミネラルそのものは、現実的にはある分画で量が多ければと危なくなるものがありますので、そういう部分を考えてときに、自主的に何かされるという時に、最終的に品質管理をそこまで見るわけではないですね。GMP上で製剤均一性試験を課しているとか、そういうことをしているわけではないので、かなりリスクが高いものになるかなと思って、そこを一番心配しています。

その意味で言うと、溶液で一定量の形になって混ぜられるものというのは、ちょっと状況が違うとは思いますが。

○寺本座長 どうもありがとうございます。きょうの2点目の議論にかなり入っているのですけれども。

では、森田委員、どうぞ。

○森田委員 消費者の立場からということで、先ほど田口先生から栄養機能食品と特定保健用食品と機能性表示食品のところで区分ができないから消費者を誤認させるということもありました。一方で、今日資料で出されている食品安全委員会の報告書というのは、すごく大事なことがたくさん書いてあると思っています。これが出る前と出た後では、私たちがビタミンとミネラルの摂り方について、考え方が本当に大きく変わるぐらいにたくさんの方が書いてあります。特にビタミンとかミネラルとか、そういうサプリメントを摂ろうとしている人は健康意識が高く、理想的な生活習慣を送ろうとする真面目な人が多い。機能性表示食品は事業者の責任といっても、国が認めた保健機能食品制度の中で書いている機能性を表示してある食品において、栄養機能食品のビタミン、ミネラルとは違うことが書いてあったら、それは飛びつくと思うのです。真面目な人ほど飛びつくのではないかな。そのことに関して、食品安全委員会の報告書では警告がたくさん書いてあって、そういう人たちがビタミンとかミネラルとかのサプリメントを摂ることはかえってリスクが高まるということとか、例えば貧血の改善などでサプリメントを自己判断で利用しても効果がなく、かえって過剰摂取になるリスクがあるというふうに、それぞれ成分によってこれだけ書いてあるわけです。

これだけ書いてあるのに、事業者の方々がこの成分を機能性表示食品で、栄養機能食品というヘルスクレームで、きちんと食事摂取基準に基づいた、皆が定着しているものではない、新しい機能性をわずかなエビデンスで有効性と書くと、ますます混乱する。食品安

全委員会のこのメッセージとあわせて、混乱すると思っています。

ですから、そういう意味でもこの報告書のメッセージは重く受け止めるべきだと思っています。

○寺本座長 山本委員、どうぞ。

○山本委員 ビタミン、ミネラルに関しては、皆さん、いろいろな御意見を言われているとおりはしないかなと思うのですけれども、糖質に関してなのですが、先ほど関口委員のほうからいろいろお話がありまして、過剰摂取につながらないような製品を作って、なおかつ三次機能がしっかりと証明されているようなものについては認めるべきだというお話があったかと思いますが、そちらについては賛成しております。

というのは、栄養に関係するようなものではなくて、例えばミルクオリゴ糖、ラクトNビオースのようにビフィズス菌を増やして体を調節するとか、製品の中には微量であって、それを特別摂っていくと、そのような良い効果が出てくるようなものとか、脂肪酸ヒドロキシ化脂肪酸類のような、血糖値を下げるということで、外国で検証がなされているような脂質みたいなものが論文として出てきていますので、そういったものについては、エビデンスがちゃんとしているのであれば、対象成分として個別に認めていって良いのではないかと思います。ガイドラインに対象成分となり得る機能性関与成分等の表がございますね。あの表の中に一つ一つ書き込んでいって、三次機能をしっかりと持っているという成分を別にしていくということがよろしいのではないかなと思います。

全部について認めてしまうと、やはり際限がなくなってしまう。そうではなくて、現状でエビデンスがちゃんとしているよというものであれば、それをきっちりと表に書き込んで、それを認めていくということにすれば、折衷案とかそういう形になるのではないかなと思います。

○寺本座長 糖質とか何とかというのは、糖質という意味ではなくて、その中のある部分の機能性とかということになると思うので、山本委員がおっしゃるような形の機能性食品というのは、もし認められるとすれば出てくるのかなという気がいたします。

先にミネラルとビタミンの話になっているのですけれども、ビタミンとミネラルに関して、ほかに御意見。委員の方々のほうでは余り賛成ではないような気がするのですが、澤木委員、どうぞ。

○澤木委員 消費者の目線から言わせていただきますと、私、機能性表示食品ができて、講座などをやっておりますが、まず保健機能食品の中に特定保健用食品と栄養機能食品があって、そこにさらに機能性表示食品が加わりましたとお話をしておりますが、皆さん、栄養機能食品自体を余り理解されていないというふうに感じます。さらに一次機能、二次機能、三次機能の違いはわかりにくいと思います。

あと、消費者の方に利用状況を確認しますと、利用されている方は、1種類だけではなく、2種類、3種類とされている方がいらっしゃいますので、1つでは目安量、上限量の中に入っている、多数摂ることによって超えてしまう、過剰になることはあると思いま

す。

あと、微量ミネラルについても、先ほども合田委員が、ミネラルはリスクが高いとおっしゃっていますし、本来ならば食事で摂れるものであって、実際に栄養調査などでも不足していないものなので、それを入れるということは疑問に思います。

ビタミン、ミネラルと栄養機能食品との違いを消費者の方にはっきりとわかるようにするにはどうすればいいのかなというところをもう少し考えていただけたらと思います。

以上です。

○寺本座長 では、佐々木委員、どうぞ。

○佐々木委員 澤木委員の追加です。ビタミン、特に脂溶性ビタミンとミネラル類についてです。

食事摂取基準においては耐容上限量を決めております。これは、健康障害が起こったという事例を症例報告並びに論文から検討委員の先生方が調べ上げて、定量的かつ科学的に探し得たものを基準として決めております。したがって、かなり丁寧に調べ上げられたものであります。すなわち、科学的エビデンスが非常に高く、これをもしも超えるような事例が発生するとすれば、次回の食事摂取基準の策定に役に立つと思います。でも、それを国民に強いてはなりません。してはならないのです。それをよく踏まえた上でこの耐容上限量をお使いいただきたい。

そして、今、澤木委員がおっしゃったように、脂溶性ビタミンとミネラルに関しては、複数の異なる商品を使うことによって、本人も、残念ながら販売された企業さんも気づかぬうちにその健康障害が生じる可能性を否定できません。私たちは、それをどのように彼らに保証してあげるのでしょうか。それを避けられるということをごどのように保証し得るのでしょうか。その方策を作るべきであると私は考えます。

○寺本座長 どうもありがとうございます。

ビタミン、ミネラルに関しましては、安全性の問題というのがかなりクローズアップされておりますし、それが一番大きな問題になるかなということと、それから栄養機能食品との混乱といったものの整理ができるようには設定されていないということが一番の大きな問題になってきたのではないかなという気がします。

一方で、前回もちょっと議論になったと思うのですが、生鮮食品に限る場合はいいのではないかが議論されたかと思うのですが、この点に関して何か御意見ございますか。どうぞ。

○関口委員 例えばβ-クリプトキサンチンが入ったミカンを機能性表示食品にするときも、山本先生は随分苦労されたと思いますが、生鮮食品の場合は、その生鮮食品の中に入っている機能性関与成分量をコントロールする事は非常に難しいと思います。β-クリプトキサンチンの場合は、非接触で計測できる糖分量とβ-クリプトキサンチンの量が正相関するという事で、全数検査される糖分量からβ-クリプトキサンチン量を推定していると聞いています。ビタミンにそのような手法が使えなければ、生鮮食品で機能性表示を

する事は非常に難しいと思います。季節変動や栽培場所による変動を考えても非常に難しいと思っています。

○寺本座長 山本委員、どうぞ。

○山本委員 β -クリプトキサンチンのようなカロテノイド系については非破壊計測機で測れる可能性が出てきております。ただ、成分の含有量の問題がございまして、そのところが難しいということなのですが、現在、トマトのリコピンであったり、ホウレンソウのルテインに関しては、そういった全数検査ができるような装置開発が進んでいるのが現状です。

ただ、関口委員おっしゃられたように、品種が一番大きいのですけれども、栽培条件と産地などによって機能性関与成分がばらつきます。日照条件が変わったり、台風が来たり、そういったことによってばらつくものですから、こちらのガイドライン、今の制度では生鮮食品や単一の農林水産物のみが原材料である加工食品（乾しいたけ、煮干し、押麦、ストレートジュース、緑茶など）の成分値が下限を下回る場合があるというようなエクスキューズをさせていただけることになっています。ですので、このような食品の場合は、ばらつきが非常に大きく、どうしても下限を割ってしまう可能性はあるということをご理解していただくというのが一つ条件になるということかと思えます。

○寺本座長 合田委員、どうぞ。

○合田委員 生鮮食品で品種改良でそういうものがしっかり入っていて、一定量維持できるというのではよろしいのですが、一番気をつけなければいけないことは、えさの中に積極的にまぜるとか、ミネラルですと、その培養液の中に入れてしまえば全部取り込みますので、そういう形で売られる例が出てしまうのです。そういうものは非常にリスクヘッジがしにくいのです。

ですから、生鮮食品を認めるという話があれば、結局は生鮮食品の生産形態を制御するシステム、GMPではないですけれども、何らかの形、こういう形だったらよいよという形を作らないと難しいかなと思います。

○寺本座長 どうもありがとうございます。

ミカンに関して言うと、そういうことは今、定義されているのでしたか。どうぞ。

○山本委員 ミカンに関しては別に普通の栽培を行って、品質が特別で、温州ミカンが β -クリプトキサンチンが高いということです。

合田先生が言われたのは、例えばもやしとかで培養液の中にビタミンを入れた場合ということですね。

○合田委員 そうです。ミカンはそういうことが起こりますし、また、二次代謝で作られるものは、その植物の中で代謝されるのはよろしいのですけれども、一次代謝系のものと容易に添加して後まで残るもの場合には、そういうことをやる人が出てきますね。

○寺本座長 わかりました。

吉田委員、どうぞ。

○吉田委員 培養液の中に入れるお話ですと、B12を取り込んだスプラウトは既に市販されていると思います。私は、自分の研究でミネラルを入れたスプラウトをいろいろ作って見たことがあるのですが、一度厚労省にお聞きしたら、それは現状では普通のスプラウトとして売ることができるというお返事でした。つまり、栽培中、どういう条件であろうと、それはあくまでスプラウトであるということです。それはコントロールは非常にしやすいと思います。ある一定量を含ませる。そういう意味で、一定のビタミンなりミネラルを含んだ野菜類を作るということは、人工的には可能だろうと思います。

ちょっと御提案なのですが、ビタミン、ミネラルのお話は、恐らく栄養機能食品との絡み、安全性の絡みもあって、大変意見が分かれて、延々とやってしまうと、また時間が過ぎてしまうような気がするのですが、最初のほうの糖質の部分については、それほど意見が乖離していないように感じておるので、そちらの話がいいのではないかと思います。

○森田委員 済みません。生鮮食品でよろしいでしょうか。

○寺本座長 どうぞ。

○森田委員 生鮮食品に関しては大変悩ましくて、消費者からすると、生鮮で例えばミカンとかいろいろ出てくるのですが、1日の量が多いのです。ミカン1日3個とか、もやし200gとか。そうすると、そもそも保健機能食品である食生活のバランスをとるところを欠いてくるようなところがあるので、そういう意味でも、これはビタミンとかミネラルとかで何かを言うということになると、生鮮食品において導入するのはやはり難しいのかなと。

現状で栄養機能食品の中でもう既に生鮮食品で出てきていますから、その中でやっていけばいいのかなと思ひまして、機能性表示食品の中にわざわざ生鮮食品を入れる必要はないのではないかとということが1つ。

あと、私が心配なのは卵なのです。卵は、飼料にいろいろ入れて、そういった製品が現にありますが、そこに新たに聞いたことのないビタミンとかの機能を入れられたら困るなという気がしておりますので、そういう意味でも反対です。

○寺本座長 わかりました。

佐々木委員、どうぞ。

○佐々木委員 森田委員の追加をさせてください。

生鮮食品で考えねばならないことは、量、摂取の頻度だと思います。サプリメントの場合は、ほぼ一定の量を入れて、1日にこれぐらい摂取してくださいというふうに表記されておりますし、それを勧めておられます。ところが、生鮮食品の場合はそれが極めて難しいだろうということです。すなわち、栄養機能を持っている物質が入っているということと役に立つということがイコールで結び得ないというのが生鮮食品の大きな問題点で、その点を森田委員が御指摘になさったのだらうというふうに理解して、追加させていただきました。

○寺本座長 よろしいでしょうか。ビタミン、ミネラル、そしてまた生鮮食品の話。関口委員、どうぞ。

○関口委員 先ほども申し上げましたが、一番重要な事は、サプリメントも含めて、様々な商品が世の中で既に販売されている事です。まだほとんどの商品には機能性・安全性情報が提供されていません。この商品の機能性、安全性情報を提供することによって、今よりも良い状況になると思っています。

今、既に販売されている商品の安全情報が隠れてしまっていて、実は不安全な事象が起きているのに、表に出てきていないのではないかとということも耳にします。しかし、少なくとも機能性表示食品として届出すると、皆さん御承知のとおり、システムとして健康被害が起こった場合の相談体制、届出体制が義務付けられています。私は、少なくともこの業界を一步前進させるためには、今、世の中に出ている、「いわゆる健康食品」等の機能を目的にした何も表示していない商品も含めて、機能性表示食品に取り込むことが非常に重要ではないかなと思っています。

以上です。

○寺本座長 河野委員、どうぞ。

○河野委員 今の関口委員の御意見なのですけれども、当然その片側には消費者側の消費者教育等によるリテラシーの向上というのが同じバランスでついていかないと、実現は非常に難しいと思っています。

つい先日テレビで見ましたCMにさまざまな食事メニューの前で悩む1人の女の子が出てきて、1日のビタミン全部とるのは難しいと言ったら、あのね、いいものがあります、1日分のビタミンこれ1本と飲料を勧めるというのがあったのです。事業者の方がそういった視点で物事を見ていると、すべからく今のような御提案というのは、消費者側からすると大きく違った形で受けとめられ、それはひいてはそもそも食事に対する見方が大きくゆがんでくると思います。

消費者教育を中心とした消費者側のリテラシー向上が非常に重要かと思います。

○寺本座長 梅垣委員、どうぞ。

○梅垣座長代理 今のことに関連するのですけれども、今、出ている情報というのは、売る側の情報しか出ていない。都合の悪い情報というのは、恐らく出していないです。私はいろんなサイトを見ているのですが、情報は一方的です。売るための情報であって、使う側の視点では情報は出ていない。ですから、安全性と有効性と両方出せばいいのですが、今それができていない状態です。はっきり言ってそういう理想のようなことを求めるというのはなかなか難しいと思います。

ビタミン、ミネラルを摂取するというのは基本的なことですね。物事は基礎編と応用編があって、基礎ができない人に応用をやれというのは、多分難しいと思うのです。例えば葉酸の場合、サプリメントで神経管閉鎖障害のリスク低減というのが明確に出ているのですけれども、サプリメントをうまく使っていない人がほとんどです。それは海外でも同じです。ですから、製品がよくても、どうやって使うかというところがうまく伝えられていない。いいものも活かされていないという問題があります。それを考えると、我々は今、

成分だけの話をしていますが、機能性表示食品で出ている製品を見ると、いろんな成分が入っています。ほとんど意味のない量しか入っていないビタミンをアピールしている製品もある。機能性表示はしていなくても、製品を見ると、明らかにこのビタミンが何か強調されているというのが実際にあるわけです。

ですから、成分の情報と製品の情報は違うということと、どうやって消費者が使うかという配慮をもう少ししなければ、この議論はなかなかうまくいかないと思います。

○寺本座長 宗像委員、どうぞ。

○宗像委員 今、ちょうどテレビコマーシャルとか、あるいは消費者教育とか、そんな話がありました。

実店舗の状況をお話し申し上げますと、機能性表示食品の制度が始まる前には、例えば通信販売あるいはテレビコマーシャルであるとか、そういったところから情報を得て来られるお客様もいます。それ以上にお店のほうに多くの問い合わせが来るのが、雑誌で見た、本で読んだ、そういったたぐいのものがたくさんあります。例えばクマザサのエキスであるとかこういうのが置いてある。これはこういうものに効くのですよねと言われたときに、これは何も言えないわけです。もう好きなように判断してくださいと。

昔、それをちょっと勉強した担当者がそれについてちょっとアドバイスをしたら、警察が入ってきたなどということがあって、実店舗の場合は、特にびくついております。営業停止になりましたから。そういうこともありまして、今まで情報が全く出せないでいた。先ほど関口委員がおっしゃったように、実は商品はたくさんある。しかし、それに対して適切な情報と。そこで、消費者教育というのは一体誰がどこでやるのか。大変重要ポイントです。私もそのことはぜひ必要だろうと思うのです。消費者の団体の方が消費者に向けてやるのか、あるいは販売する事業者がやるのか。少なくとも今回、機能性表示食品のところでは、その部分に限って、あるいは消費者庁さんのほうで公開されている届出の情報において、そのことは情報提供することができるようになりました。私は、これは正しい制度だと思いますし、これがしっかり定着してくると、国民にとっても大変メリットの多い制度になるだろうと思います。

したがって、ビタミン、ミネラルのことに対しても大変多くのこと、例えばビタミンCは免疫力が上がるのですねと。抗酸化作用がありますというところまでは言えるかもしれませんが、今のところ店ではその辺のことをなかなか言えません。

ですから、消費者教育というのは大変重要なポイントがありまして、我々もできるだけ正しい、オーソライズされた情報をしっかり提供できる範囲を広げていただきたいというのが、売らんかなというふうに皆さん、思われるかもしれませんが、それよりも健康寿命延伸につながるようなビタミン、ミネラルのあり方、そして店舗からの情報提供のあり方ということも一方で考えていただきたいなと思っております。

○寺本座長 基本的に機能性表示食品ができたおかげで、ある意味で言うと、国民の食に対するとか機能性に関するリテラシーを上げる方向に働いたことは確かなわけで、それは

重要なことだと思っております。しかしながら、それ以上に安全性を確保するということがすごく重要なので、私も先ほどからお話を伺って、そういった観点から考えていかなければいけないと感じております。

今までビタミン、ミネラルのことが中心になってお話がございましたけれども、今日のもう一つのお話として、先ほどもちょっと御提案がございましたが、たんぱく質とか脂質とか糖質、糖類についての御議論をいただければと思います。いかがでございましょうか。宮島委員、どうぞ。

○宮島委員 サプリメントの件で、今回熊本の地震がありました。私どもの会社にお客様から入ってくる声を幾つか御紹介したいのですけれども、一つは、地震があったことで、ひょっとしたら当社の工場が熊本地区にあって、商品が作れなくなって、自分の飲んでいる商品が手に入らなくなるのではないかと、そういうお問い合わせもありました。

それから、栄養状態が悪くなるだろうから、被災地のほうに早く救援物資としてサプリメントを送ってほしいというお声もたくさんありました。

私は思うのですけれども、前にもサプリメントの社会的地位とかポジションとか性格というのを申し上げたことがあるのですが、お客様から見たサプリメントに対するニーズが明らかにあることはわかっているし、我々がお客様に伝えたいウオツがあることもはっきりわかっているのです。一足飛びに飛んでしまうのですけれども、機能性表示の話であるとか、特定保健用食品の話であるとか、一つ一つはどれも大事なのですが、私は、行く先はサプリメント法というのが制定されるべきだと思います。きちっとした法律のもとでサプリメントの運用が行われるというのが実は大事で、今、幾つかの法律で絡んでやっているわけです。あるいは今回の機能性についても、事業者の責任でというふうになっていきますが、きちっとした法律をつくったらどうだろうかと常々思っています。それにはまだ時間がかかるとは思いますけれども、私はサプリメントというのにきちっとした社会的ポジションを与えるべきだと思っているのです、一言申し上げました。

以上です。ありがとうございました。

○寺本座長 この前もちょっとお話がございましたけれども、いわゆる健康食品というものはなかなか難しいところがございますので、いろんな情報がきちっとして、それがむしろ機能性に入ってくる、それもいいことであるかと思うのです。ちゃんとした情報が与えられればということだったので、そういう情報をつけた上で、そういうものが認められればいいのではないかなと。

迫委員、どうぞ。

○迫委員 今のサプリメントの関係で一言申し上げさせていただきます。

被災地では食事というのが非常に厳しい状態にある。これは東日本大震災も今回の熊本地震も同様で、日常ではない特殊な状況下での対応でございます。ファンケルさんからは多大な御提供いただきまして、医師と管理栄養士が関与する形で栄養不良の方に提供していく、そういう仕組みで動かさせていただいています。御協力には大変感謝をするところでご

ざいます。

以上です。

○寺本座長 梅垣委員、どうぞ。

○梅垣座長代理 たんぱく質とか、その成分を入れるかどうかという話ですけれども、たんぱく質というのはいろんなものの集合体です。最終製品、売られている製品に本当に機能を表示するような成分が入っているかどうかというのをチェックできないといけない。機能性表示食品制度というのは企業の自己認証でやるわけですから、それを第三者が客観的にチェックできるようなシステムがなければいけないわけです。少なくともきっちりした分析方法があるというのが大前提だと思います。

では、特定保健用食品はどうなのかとなりますけれども、特定保健用食品の場合は原材料も全部チェックされている。どこから原材料を入手してきて、どういうふうに調製してとか、全部見えています。製品全体としては分析方法もある程度ありますから、機能性とか安全性もある程度確保できますが、機能性表示食品の場合は、あくまでも企業の自己責任とか自己認証でやっているわけです。それを第三者がチェックできるような方法がなければ、多分認めるのは難しいと思いますし、間違いだということを証明する方法がなければ、企業の言いなりということにもなります。そこのところは注意したほうがいいと思います。特定保健用食品と同じ成分を認めるか認めないかというのは、それがきっちり製品の中に入っていて、いろんなものを混ぜても分析ができるかどうかというのが必要だと思います。

○寺本座長 関口委員、どうぞ。

○関口委員 今の梅垣先生の話はまさにそのとおりで思っております。我々、たんぱく質について今回具体的に御提案ができなかったのは、分子量が小さく分析できる特別なたんぱくの場合は除き、定性的又は定量的に分析出来ないものについては、機能性表示食品にすぐ組み入れることは難しいと思っております。そういうこともありまして、機能性関与成分が明確でないものに関する取扱いの議論にもなると思っております。

今回御提案した糖類・糖質は、我々の専門部会の分科会長によれば例として提出してある糖類・糖質について全て定量できるということなので、こういうものについては、今の梅垣先生の話聞いても、機能性表示食品の関与成分に入れてもいいのではないかなと思います。

分析方法などについても、いくつかの企業の方に聞くと、企業秘密の要素もあるのだそうですが、少なくとも分析方法については、よその企業に教えるという事はできないかもしれませんが、例えば合田先生の所属している公的な機関には分析方法に関する情報を開示して、第三者が分析出来る事を担保すべきだろうと思っております。

最後に、私どもも将来の期間は明言できませんが、機能性表示食品のカテゴリーについては原料も含めてGMP管理をすべきと思っております。

○寺本座長 わかりました。

確かにたんぱく質という形だと、何をどうしてはかったらいいのかという問題があると

思うのですが、資料の9ページ、脂質の場合に大豆レシチンであるとか、糖質でオリゴ糖とか、キシリトール、アラビノース。今、関口委員がおっしゃったのはこの辺のところ、定量性のきくものとしてこういったものに関してどうだろうかというお話ではないかなと思うのです。

佐々木委員、どうぞ。

○佐々木委員 このホエイプロテインと大豆レシチンは、物質名ではないですね。ホエイに由来するプロテイン、大豆に由来するレシチンであって、プロテインはたんぱく質全体なのですか。すなわち、これは飽和脂肪酸とかオリゴ糖、キシリトールというような物質名と違うもの、2種類のものがこの中に混在していて、これを整理する必要があるかなと思います。

○寺本座長 ホエイに関しては、今の議論でまさしく完全に全体像がありますので、これを御議論するのはちょっと難しいかなと思っているのですけれども、例えばオリゴ糖とかそういったものに関しては、ある程度の物質名として考えられるのかなと思っております。その辺のところについては御意見を。吉田委員、どうぞ。

○吉田委員 関口委員が出された資料のときに、こういうものを機能性糖質とか機能性糖類、そういうお名前をつけておられるのだけれども、これをきちっと定義していただけるといいのですけれども。ここで言っている「機能性」というのは、非常に一般的な名称になってしまうので、こういったものを改訂のところやると、いろいろなものがまた出てきてしまうのですが、もうちょっと具体的に御提案がありますか。

○関口委員 この件は悩んだところでございまして、先生おっしゃるように、機能性糖質というものの定義の話になってくるのですね。ガイドライン改訂案2枚目のページに、機能性関与成分になり得るものの例を示しています。素材の分類としては糖質、糖類等を記載しています。素材名の例としてL-アラビノースからプシコース、ソルボース、タガトース、アロースも含めて記載しました。

ガイドラインを書くのは私どもの仕事ではありませんが、例えばこういう記載法があるのではないかという一つの案で、この2枚のページをご提示しました。

○寺本座長 どうぞ。

○吉田委員 私も基本的にはオリゴ糖や糖アルコールについては機能性の表示の仲間に入れてもいいのではないかなという気がしているのですが、もともとこれらが漏れてしまったという表現はおかしいのだけれども、関口委員が示された4ページの食品表示基準の分類のときに、こういったものが糖質の仲間に入ってしまったのです。今、分析の立場からこういう分類がされているわけですね。はかることを考えて。だけど、栄養学を長年学んできた人間から言いますと、実は今、話題になっているオリゴ糖や糖アルコールというのは、もともと糖質ではないのです。エネルギー源にならないものは糖質ではないと私たちは長年習ってまいりましたので、今の食品表示基準というのは、実は学校で教えるときに大変困っているのです。それは別の話なのだけれども。

ですので、例えばエネルギーになりにくい。決してゼロではありませんので、そのあたりはどのあたりに線引きするかというのは、ちょっと議論が分かれるかもしれませんが、従来栄養学で言っていた糖質ではないようなものについては、こういったところへ入れていってもいいのかなという気はいたしております。

ただ、安全性のところでも少し気になるのは、「10g」という具体的な数字を書かれましたけれども、いわゆる水溶性食物繊維に該当するグループだと思うのですが、そういったものを10gも摂りますと、恐らく下痢をされる方も出てくるでしょう。これは急性の影響ですが、そのあたりの安全性はいかにして担保されるのかなというのが気になっています。

○寺本座長 どうぞ。

○関口委員 私自身が糖類の専門家でないので、産業協議会の専門家の皆さんに教えてもらっていることなのですが、10g以下という数字は一つの例でございます、当然のことながら例えば難消化糖類を飲み過ぎると下痢になるのではないかとか、過去に起こった事例ですが、エリスリトールが入っているニアウォーターを大量に飲んで、下痢になったという例はあります。量を摂り過ぎると体に変調を来すのは一般的な塩や砂糖も含めほとんどの食品素材に当然のことながら起こる事です。機能性表示食品として販売するのであれば、基本的に安全域での商品設計が求められ食べ過ぎるとおなかが緩くなることがあるという様な注意表示も必要になると思っています。

安全性のことで、個々の素材になるといろいろ議論があると思いますけれども、私どもとしては、この議論も含めて、門戸を完全にシャットアウトしないで、機能性糖類・糖質についても、安全性、機能性を検討した上で、機能性表示食品として届出できる権利をいただきたいということですので、個々の件については、疑問がございましたら、私のほうでお答えしていきたいと思っております。

○寺本座長 合田委員、どうぞ。

○合田委員 私は、糖類の話については、確かに機能性というものが言えるだろうと思えますし、もともとこれは栄養成分という話をしていきますから、栄養成分でないものは機能性というような分け方が一番切りやすいのではないかなと思うのです。だから、栄養化が低い、吸収しにくいものとか、そういうものはあり得るのだろうと思えます。

現行の制度上で気になっているのが、例えばペプチドとかアミノ酸は、今は認めないわけではなくて、そこのところはいいよという形になっているのですけれども、アミノ酸は明らかに栄養成分ですね。懸念しているのは、アミノ酸は非常に多量にとらないと、いろんな特殊な三次機能がでてこないのです。栄養機能ではなくて。そういうものについて多量摂取のときには、昔、トリプトファン事件がありまして、不純物の問題もありますし、いろんなリスクが生じてくるのです。だから、一次機能のものに関してもう一回見直すというのですか、今、出ている現行のものについても見直すということが少し必要なのではないかなという気がします。

特にペプチドも、今の栄養と非栄養という切り分けをしますと、特殊なペプチドは別で

すが、多くの場合に必ず栄養になります。その辺はどう切り分けるのかなというのは気になっています。

以上です

○寺本座長 少し成分を広げていくなると、どうしてもそういうふうな切り分け、どこで線を引くかという問題が出てくる。

○合田委員 1年これまでも機能性表示食品が運用されてきたので、我々がオープンされたデータを見ていても、あ、これは大丈夫なのかなというのがありますね。そういうものについて一回見直しをして、それを土台にして議論しないと、この1年が無駄になるのかなという気がしているのです。

○寺本座長 非常に建設的なお話をいただきまして、どうもありがとうございます。

森田委員、どうぞ。

○森田委員 1年を見直してということで、このガイドラインにある「対象成分となり得ると構成成分の表」というのは、この前の検討会のときにはその議論はしていなくて、ガイドラインでいきなり施行前に入ってきたものです。それに関してはどうも整合性がないのではないかなというものもありますし、それを機に見直すということは大事なのかなと思います。

その中で難消化性デキストリンがあって、今、機能性表示食品の中でもたくさんの食品の中に入っているのですが、気になるのが、あめとチョコがもう出てきているのですね。チョコレートなどは難消化性デキストリン5gが入っているのですが、そのチョコレートそのものの糖質と、それから脂肪と糖の吸収を抑えるということなのですが、これは糖質が20gで、砂糖が一番多い成分なのです。これは目安が1日50g、262カロリーで、このチョコレートを難消化性デキストリンと一緒に食べるのですが、特定保健用食品の場合はお茶とかで食事と一緒に飲むというような飲み方なのですが、これは違う。最終製品で評価されたわけではなく、1年経ってこういうものが出てきた。これからはチョコレートだけでなく、大福でも何でも難消化性デキストリンを入れたものが出てくるのではないかなと思うわけです。

「糖類の過剰摂取につながる最終製品は不可」というところをガイドラインでは前提条件で入れているのですが、これがどの程度不可なのかというものはっきり示されていないので、そういう部分も含めないと、機能性糖類・糖質を関口委員が出された糖類まで全部含めて出すと、消費者がえらく誤認することになるし、そういう製品がいっぱい出てくる。1年間見てそれは見えてきましたので、懸念されるころだと思います。

○寺本座長 確かに1年運用してみて、それなりの問題点は幾つか出てきているので、この辺で少し見直す。ただ、見直すときに、成分を広げるとかなんとかというような議論をする中で見直しが出てくるので、これもある意味いい議論をしているのだろうと私は思っているのですが、先ほどのどこで線引きをするかという問題も、恐らくこういったことをしないとなかなか出てこないのかなという気がしますので、そういう形で建設的に

動いていけばいいのかなと思っております。

そのほか。どうぞ。

○梅垣座長代理 関口委員にちょっと質問なのですが、先ほど分析方法を公開できないとおっしゃったのですけれども、実は私、昔、分析をやっていて、特定保健用食品の分析を企業から出された方法でやっていたのです。でも、実際やってみると方法が間違っていたのですね。提出された方法ではできないというのがあった。企業がなぜ公開できないか、私は不思議なのです。その方法は絶対間違いないのですかというのがどこかで検証されているかどうかというのが非常に問題になると思うのですが、そこはどうなのでしょう。

○関口委員 私自身が具体的に公開できない分析方法についての理由を十分理解していませんので次回ご説明出来る様にいたします。多分公開可能な分析法と企業のノウハウに係るので公開しにくい分析法があるのではないかと考えております。本件について今すぐに梅垣先生にお答えできないので、公開できない分析法というのは何がノウハウで、どうして公共の分析機関には開示できるけれども、一般に公開できないかを次回説明させていただきます。

○梅垣座長代理 例えば特定保健用食品の場合は、分析法が間違っていて、正しく分析できないというのは専門の分野でなければなかなかわかりません。そこである時期から分析の専門誌に投稿して、その分野の専門の人が見て間違いないというのがわかった時点で分析法を出してくださいとお願いしたことがあります。分析方法が間違っていたらどうにもならない。そののところがきっちりやらないと、いろんなものが市販されたときに、本当にそれは企業がうたっているというか、標榜しているものかどうかというのは検証できません。この制度というのは企業の責任でやっていますから、チェックする方法がなければ全く意味がないと考えてもいい。そのの場所を確認していただきたいと思えます。

○関口委員 私も自社で特定保健用食品を開発しましたのである程度実情がわかっています。特定保健用食品の場合は、サプリメントと違って食品の形が多く、関与成分を正確に抽出する方法に相当テクニックが必要で、抽出した後の機能性関与成分の分析法と合わせ、この2つがセットになります。むしろ機能性関与成分の分析という意味で言えば、サプリメント形状のほうが容易に測定できると思います。賦形剤なども分析には関係してきますが、例えば関与成分をそのままハードカプセルなどに入れたようなサプリメントだと、分析し易いと思いますが、分析に詳しい方に聞いて御報告したいと思えます。

○寺本座長 合田委員、どうぞ。

○合田委員 我々も自分で買って具体的に分析をしているのですけれども、一番困るのは、機能性表示成分と言われているものが何を言っているかというのは、非常に曖昧なものが現在の商品もかなりありまして、どういう単位で見られているのか。それから分析法というのはスペシフィシティーが非常に大事なのと、あと制度をどう見るかという話。どういう形で分析法の制度があるかということを確認されていて、どういう形でこのものにスペ

シフィシティーがあるかということ。対象物が何であるかということがはっきりしていないと、最後検証しにくいのです。

この制度そのものは、本当は第三者が分析できるということが前提で作られたと思っ
ているのですけれども、最後になって分析法が公開されなかったために、第三者が検証でき
ないのです。我々が見ると、想像をしてこんなことをしているのかなという部分はありま
すが、現実的に何をされているかということについてはわからないですね。

ですから、制度の見直しという意味から言うと、そこも考えてもらわないと、かなり正
しく回っているかどうかというのを誰も判断できないかなというところがあります。

特定保健用食品で昔から分析法が指定されているもの、決まりきっているものというの
は、そのとおり分析ができるだろうというのは予想できますから、余り気にならないので
すが、特に新しく成分を言われたものについては、新しく言われた成分について、何を対
象にされているか。例えばアントシアンを一つ言われたとしても、Aから、Bから、Cか
ら由来のアントシアンがたくさん入っているようなものなのに、ある一つの植物のアント
シアンだけが機能性表示成分という形で言われている場合もありますし、いろんな場合が
あるのです。ケース・バイ・ケース。定性性と定量性というのを前回の会議のときにたく
さん言っていますが、そのところについて正しく担保されているということが非常に大
事だと思えます。

○寺本座長 これも恐らくいろんな制度上の問題があって、私も特定保健用食品の表をい
つも持っているのですけれども、収去、要するに、出回っているものをチェックするとい
うような制度も作っていかないと、これは担保されないといけないと思うので、これも今
度の見直しの中で必要なことではないかなと思っているのです。またこれは一度御相談し
なければいけないことかなと思えます。

河野委員、どうぞ。

○河野委員 今の座長のお話にもつながりますし、先ほどから話題になっている分析方法
なのですが、例えば国の制度を考えますと、化学物質の使用基準ですとか残留基準を考え
るときに、当然のことながら公定の分析法というのが示されて、機器の精度がよくなれば
なったなりに非常に長い時間をかけて分析法が示され、そのことによって、私たちは安心
してさまざまな食品であれ、農薬であれ、添加物であれ、いろんなものの評価ができる
というところに置かれていると思っています。

では、この事業者さんが使ってくださいと言っていらっしゃる機能性表示食品の有効性、
安全性も含めて、根拠はどこなのかといたら、先ほどのお話を伺っていると、再現でき
るのか、分析できるのかというところが、今、改めて消費者側から見ても、これはすごく
重要な点なのだというのは自覚したところです。

この制度への信頼性を高めるという意味でも、その分析法の公開とそれに対する検証と
いうのは今後の課題としてぜひやっていただきたいと思いました。

○寺本座長 どうもありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。主として今、糖質の話になっておりますけれども、たんぱく質に関して、なかなか難しい部分があるのかなという感じがいたしますが。山本委員、どうぞ。

○山本委員 特定保健用食品になっている大豆の中に入っているたんぱく質のβ-コングリシニンというのがございまして、そちらに関しては分析法もかなり確立されて、きっちり分析できるようになりました。分析できて、栄養との関係がある程度説明できるような、そういうたんぱく質。どういうものが今後出てくるかわからないですが、そういうものについては対象成分とするというような形で整理していただけるとよろしいかと思えます。

○寺本座長 要するに、たんぱく質のそういった成分に関しても排除しないという考え方ですかね。その中の事実、エビデンスがかなりきちっとしたものであれば排除しないという考え方でございますか。

○山本委員 はい。

○寺本座長 いかがでしょうか。どうぞ。

○梅垣座長代理 機能性表示食品の制度というのは、特定保健用食品に申請するとお金も時間もかかるから、もう少し簡単にとれる制度とってできたというふうに記憶しています。そういう制度が悪いとは言いませんけれども、現状の特定保健用食品の制度というのはかなりいいと思うのです。食品形態をしているから、制度創設から25年ぐらいたっていますけれども、ほとんど健康被害が起こっていない。そういうしっかりした制度があるのに、機能性表示食品の制度がずっと盛り上がってきたら、恐らく特定保健用食品の制度はなくなるのではないかなと思います。25年も公的なお金がかかっているわけです。そういうものをきっちり維持して、それがなくならないようにというのを今、考えていくべきです。最初に言いました保健機能食品制度というのは、特定保健用食品の制度と栄養機能食品の制度と機能性表示食品があり、それぞれ特徴があるので、それをまず理解して、だめにするのでなくて、生かす方法で考えていかなければいけないと思います。

○寺本座長 迫委員、どうぞ。

○迫委員 梅垣先生の御意見に同感でございます。特定保健用食品の制度はきちっとした制度としてあるものですし、その有効性も安全性も担保されているもの。そういうものを駆逐するような形での動きはよろしくないと思っております。

そういう中で、難消化性デキストリンから考えれば、特定保健用食品の中で十分にエビデンスが積み重ねられたもののみ可能性としてはあるのではないだろうか。つまり、データ、エビデンスがあるとは言っても、実際に利用されている例数が非常に少ないものについて一気に広げるとするのは危険だと思います。

○寺本座長 いかがでございましょうか。

先ほど関口委員から御提示いただいた11ページ「ガイドライン改訂（案）」の中に幾つかの糖類、糖質の例がありますが、かなりの部分に下線が引いてある。これは特定保健用食品の中で認められているものですね。ですから、エビデンスはこの辺のところはかなり

しっかりあるのだらうと思いますので、そのあたりを考えていってもいいのかなと。

どうぞ。

○迫委員 もう一点なのですが、関口委員の資料の中で「機能性糖類」と「機能性糖質」、この言葉はまだきちんと公認されたものではないということであれば、この言葉がひとり歩きしないように、ここの部分は「機能性を有すると言われている糖質」とか、非常に長くなったとしてもそういう文言にしないと危ないと思っております。

○寺本座長 まさしくおっしゃるとおりだと思います。

いかがでございましょうか。この辺のところについて何か。どうぞ。

○森田委員 関口委員の資料では「各種機能性糖類、各種機能性糖質」となっていますけれども、例えばオリゴ糖とか糖アルコールとか、そういうものであれば、ここは「各種」というのではなくて、ポジティブリストにして成分をきちんと書いていかないと、「各種」というふうにこうやって書いてしまうと、何でもかんでもオーケーになってしまうのはまずいと思っています。

もしここで増やしていくのであれば、難消化性デキストリンも、各種食物繊維だったらもっと広がってしまいますので、こういう書き方はまずいと思います。

○寺本座長 そうですね。

どうぞ。

○関口委員 私の理解では、この制度は、機能性関与成分をポジティブリストで示しにくいと思っています。ガイドラインでも「例」と記載してあり、難消化性デキストリンとグアーガム分解物だけに限定しているのではないと思っています。

ですから、この制度は行政がポジティブリストを出して、ある成分を認めるというものではないので、機能性、安全性エビデンスを基に事業者が機能性関与成分を評価し、その成分を利用して設計した商品を届出するというようなスキームだと私は今、理解しています。

○森田委員 そうですか。

そこをちょっと確認させていただいてもよろしいでしょうか。私は、食物繊維は難消化性デキストリン、グアーガム分解物だと思っていたものですから、ちょっと誤解があるのかもしれないので。

○清野食品表示企画課長補佐 ガイドラインの部分につきましては、具体的な構成成分の例という形になっております。あくまでも例として示させていただいているものになります。

○森田委員 わかりました。

○寺本座長 宗像委員、どうぞ。

○宗像委員 分析からリスクの問題、安全性の問題ということの話もあります。

特定保健用食品というものと栄養機能食品と機能性表示食品というのは、先ほど上、下の関係というような形で表現された方もおられましたが、別の制度、別の目的を持ってい

と思うのです。ですから、ここは安全性に問題がある、あるいはリスクに問題がある、その中で品質等の製造問題、それから成分そのものにリスクがある。この部分は、先ほど専門の先生方からお話があったように、いろいろなリスクあるいは問題が起こったものを少し集約する。この議論は、私の見方が全部正しいわけでもないだろうと思いますし、見方によっていろいろ分かれると思いますので、専門の先生方でワーキングか何かをつくられるかどうかわかりませんが、そこについて、現状ここでこういう問題がある。ビタミン、ミネラルについても冒頭にもお話ししましたが、全部一様ではないと思うのです。

ですから、その部分の中で機能性表示食品のよさ、あるいは消費者にメリットがあると。一般の生活者も大変期待したり、あるいは認知度が高まってきておりますので、そういった部分を育てていくことも私どものドラッグストアの仕事だろうと思いますので、安全なものを提供するという意味からも、専門の先生方の第三者といえますか、客観的な分析というものを求めたいなと思います。

○寺本座長 合田委員、どうぞ。

○合田委員 安全性の面の話が出ましたので、私の考えを言いますと、特に糖質の場合、いわゆる食品添加物等で過去に評価されているものは、そこで安全性のデータがあるのですが、糖の場合には、ただ健康食品としてだけ流通している糖もありまして、そういうものについては具体的な安全性評価がなされていないのですね。

気にすべきことは、食品安全委員会を通過して出てきているものとそうでないものがありまして、機能性表示食品に行くと、最初に安全性の評価書があるわけですが、その部分について、どういうデータを求めるかということを確認しておかないと、非常にマイナーな糖、余り食経験がない糖も出てくる可能性があります。

食品添加物ではないのですよ、これは食品の本質ですよと言ってしまうと、添加物目的で売られないから、添加物としての審査をされなくなるのです。糖は、ここがリスクがあるかなと思います。何か対策を考えて、安全性に対してある一定のリスクヘッジをかけるシステムをつくっておかないと難しいですね。

あくまでも企業さんが評価するという形になった場合に、最後のところでどういうことができるかということ、届出書類のレベルをがっちり高くして、こういうデータが要りますよということを言わない限り、そういうものについては難しいのではないかなと思います。

もう公的なものの評価が出ているものであれば、まだそこを使えるとは思っています。ただ、今の機能性表示食品でも公的な評価、ADIを上回るものが出ていますから、そういうことを考えると、何か安全性に対するリスクヘッジの方法が必要だと思います。

○寺本座長 どうもありがとうございます。

その辺の制度上の問題をこれから考えていかないと、国民の理解を得るのは非常に厳しいものになっていくのかなという気がいたしますので、この辺は一回御相談しなければいけないことかもしれません。

糖に関して何かございましたら。そのほか。きょうは余りたんぱく質、脂質のことに関

してはほとんど出てきていないのですけれども。

脂質に関して言うと、ガイドラインの中でも既に言われているところがあるので、この辺かなという感じもいたしますし、たんぱく質は、先ほど言ったような非常に難しい問題があるかなというところでは、糖の問題はきちっと評価していくということになるかなという感じですが、どうぞ。

○宮島委員 この検討会の直接の話ではないのですが、特定保健用食品の話が何回か出たので、我々の企業はどう思っているかといいますと、特定保健用食品がとりにくいかそういうことではなくて、やはりスピード感というのがあると思うのです。許可まで平均4年というのはちょっと長過ぎると僕は思います。

そういうことが仮に短くなれば、あるいは今、カプセルタイプや錠剤はまだほとんどありませんが、そういうものまで行くのであれば、特定保健用食品というのが一つの制度であるし、機能性食品もそうであるし、栄養機能食品もそうであるし、あるいはいわゆる健康食品と。そういうふうに幅が広がってくると思うのです。ですから、必ずしも特定保健用食品に対しての考え方、企業が避けているのではなくて、これはもう少し改善する必要があると思うのです。きちっと作った制度ですし、世界に冠たる制度であれば、それはもっと改善する必要があると思うので、必ずしも特定保健用食品が避けているわけではないというのは認識いただきたいと思います。

以上です。ありがとうございました。

○寺本座長 時間の問題というのは確かにあるので、スピード感というのは非常に重要だと思います。これはすごく議論が大変なようで、大分かかっているというのが現実なので、この辺を短くするのは非常に難しいのかなという気がいたします。

それでは、大体意見をいただきましたので、まだ結論というわけではございませんので、また改めて議論するところが出てくるかと思いますが、この辺で終了させていただきたいと思います。

では、本日の議論の結果は、また次の栄養成分取り扱いの議論、第6回までに事務局でまとめさせていただいて、さらに安全性の観点、機能性の表示の観点から議論いただきたいと考えております。

それでは、その他として事務局から連絡事項がありましたら、お願いいたします。

○赤崎食品表示企画課長 本日はどうもありがとうございました。

次回は5月26日を予定しております。会場はまた追って御連絡いたします。よろしくお願ひします。

なお、今日は会議が開かれております際に、工事の関係で皆さん方に不快な思いをさせてしまいましたので、おわびを申し上げたいと思います。

○合田委員 5月26日は何時からですか。時間を教えてください。

○赤崎食品表示企画課長 10時ということで、お願いいたします。

○寺本座長 それでは、本日はこれで終了いたしたいと思います。

どうもありがとうございました。